

令和6年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第1回 権利擁護専門部会 次第

日時：令和6年7月30日（火）14時30分～16時30分

会場：文京シビックセンター5階 C会議室

1 開会

2 議題

- (1) 文京区障害者地域自立支援協議会について
- (2) 令和6年度文京区障害者地域自立支援協議会について
- (3) 令和6年度各専門部会の検討事項について
- (4) 令和5年度権利擁護センター対応実績報告
- (5) 令和5年度文京区成年後見中核機関の実施状況報告
- (6) 権利擁護専門部会における取組みについて
- (7) ライフステージにおける意思決定支援について
- (8) 障害者・児計画事業評価について
- (9) その他

【配付資料】

開催次第

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 資料第1号 | 文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会委員名簿 |
| 資料第2-1号 | 文京区障害者地域自立支援協議会について |
| 資料第2-2号 | 令和6年度文京区障害者地域自立支援協議会 組織図 |
| 資料第2-3号 | 令和6年度文京区障害者地域自立支援協議会スケジュール |
| 資料第2-4号 | 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等 |
| 資料第3号 | 令和6年度文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の検討事項について |
| 資料第4号 | 令和5年度権利擁護センター対応実績報告 |
| 資料第5号 | 令和5年度文京区成年後見中核機関の実施状況報告 |
| 資料第6号 | 文京区における権利擁護支援担い手の養成・活躍の場展開イメージ（案） |
| 資料第7号 | 権利擁護入門講座の実施（案）について |
| 資料第8号 | 権利擁護専門部会における取組みについて |
| 資料第9号 | よりよく成年後見制度を利用していただくために（イメージ案） |
| 資料第10号 | 精神障害の方のケース【当日配付・回収】 |
| 資料第11号 | 障害者・児計画事業 |

【参考資料】

- ・令和5年度第2回障害者地域自立支援協議会全体会 報告
- ・令和5年度第2回全体会 アンケート

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

令和6年7月30日

敬称略

役職名	新委員	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長		高山 直樹	東洋大学 福祉社会デザイン学部 教授
親会委員		松下 功一	文京槐の会 は〜と・ピア2 施設長
〃		美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター 所長
委員		皆川 謙	文京区障害者就労支援センター 主任
〃		清水 健太	文京地域生活支援センターあかり 施設長
〃		坂井 崇徳	弁護士
〃		箱石 まみ	司法書士
〃		新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
〃		保坂 勇人	文京社会福祉士会 幹事
〃		今本 美和子	文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区副会長
〃		山口 恵子	知的障害者相談員
〃		杉浦 幸介	当事者委員
〃		久米 佳江	当事者委員
〃		平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区 委員	○	宮原 駿一	福祉政策課 地域福祉係長
〃		福田 洋司	障害福祉課 身体障害者支援係長(身体障害者福祉司)
〃	○	須田 浩史	障害福祉課 知的障害者支援係長(知的障害者福祉司)
〃		佐藤 祐司	予防対策課 精神保健係長
〃		柳瀬 裕貴	予防対策課 保健指導係長(保健師)
事務局		石樵 さゆり	文京区社会福祉協議会 次長
事務局		伊藤 真由子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局		古賀 四季穂	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

2 設置時期

平成20年3月

3 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

4 会議運用

(1) 会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

(2) 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

(3) 会議記録の取扱い

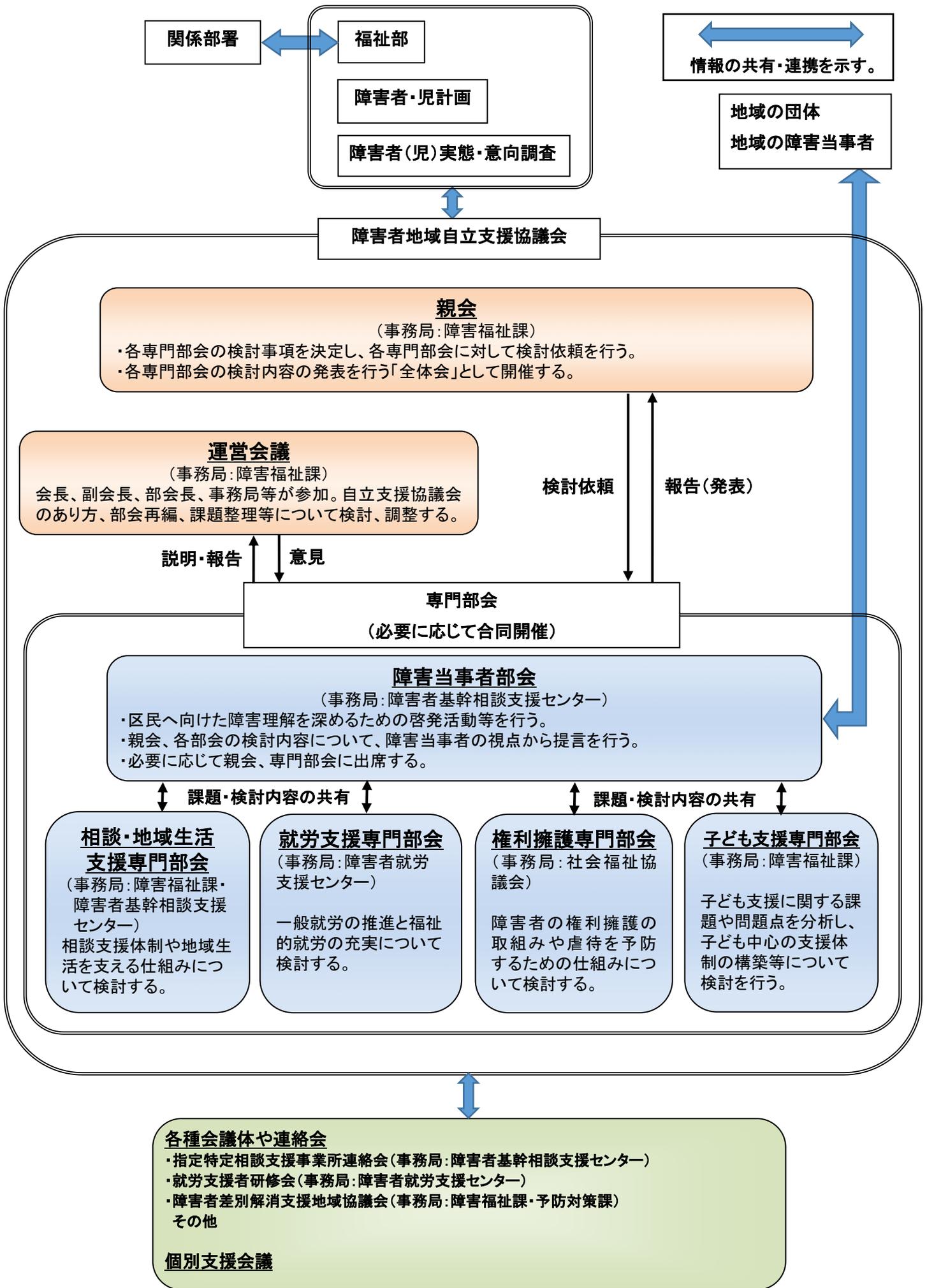
- ・ 障害者地域自立支援協議会（親会）においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。
- ・ 各専門部会においては、要点記録方式とする。
- ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

(4) 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

令和 6 年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図



令和6年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回									第2回 (発表会)
運営会議					第1回			第2回				
障害当事者部会			検討依頼	第1回	説明・報告	第2回		説明・報告	意見	第3回		発表
				説明 意見						説明 意見		
専門部会												
相談・地域生活支援専門部会				第1回			第2回			第3回		
就労支援専門部会				第1回			第2回			第3回		
権利擁護専門部会				第1回			第2回			第3回		
子ども支援専門部会				第1回	第2回			第3回		第4回		

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親会	委員委嘱(1年任期)	委員委嘱(3年任期)	
	専門部会からの報告に対する協議	運営会議で優先事項として決定された、 専門部会からの報告に対する協議	全体会の実施
	前期障害者・児計画事業実績の評価		
相談・地域生活支援専門部会	相談支援専門部会		部会統合
	相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みの検討	全年代における切れ目のない支援についての課題整理	暮らしをサポートする仕組みについて検討
	前期障害者・児計画事業実績の評価	優先協議課題の議論 (相談支援専門部会、地域生活支援専門部会の合同開催)	支援を円滑に引き継いでいく方法について検討
	地域生活支援専門部会		
	本富士地区、駒込地区及び富坂地区の地域課題への対応の検討	居住支援の課題について検討	
前期障害者・児計画事業実績の評価			
就労支援専門部会	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討		
	障害者就労支援ハンドブックの作成	障害者就労支援ハンドブック活用についての検討 週20時間未満の働き方についてアンケートの実施	令和6年度地域支援フォーラム企画検討 週20時間未満の働き方についての事例を通じた検討
権利擁護専門部会	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
	障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (障害当事者部会と合同開催)	権利擁護支援連携協議会との連携についての議論	ケースを通じたライフステージにおける意思決定支援について事例検討
	前期障害者・児計画事業実績の評価	権利擁護に関するパンフレットの検討	
障害当事者部会	障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (権利擁護専門部会と合同開催)	相談支援専門部会、地域生活支援専門部会から 優先協議課題の説明、意見交換	「心のバリアフリーハンドブック」改訂案について意見交換
	民生・児童委員協議会との交流会の検討、 今後の活動目的や方向性の検討	民生・児童委員協議会との交流会	部会委員による各専門部会傍聴、ボランティア活動の実施、発表
子ども支援専門部会	課題整理、子ども支援の部会設立提言	部会設立にあたっての検討・協議	部会新設 産前から小学生までの切れ目のない支援について ゲストスピーカーを交えながら意見交換

令和6年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項について

令和6年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会運営会議へ検討の進捗状況等を報告する。

また、年度末には、文京区障害者地域自立支援協議会（全体会）において各専門部会の検討内容の発表を行う。

各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

共生のための文京地域支援フォーラム実行委員会など関係機関と連携を図り、障害のある方の就労について周知啓発の検討を行う。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

権利擁護制度の利用促進についての検討及び関係機関との連携について検討する。

4 障害当事者部会

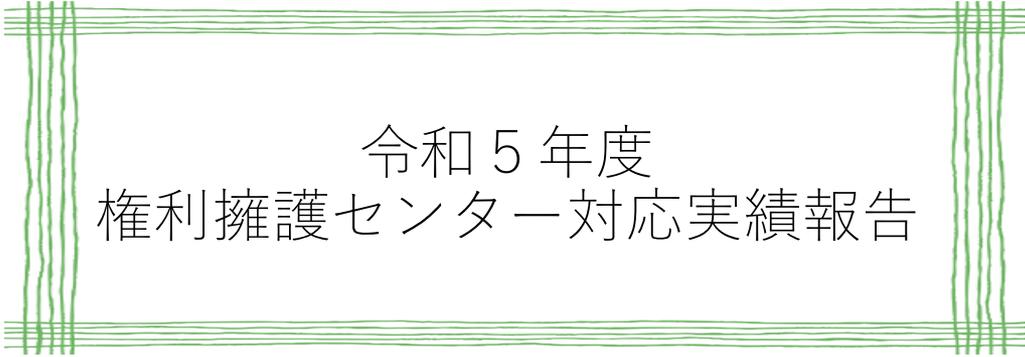
障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 子ども支援専門部会

子ども支援に関する課題や問題点を分析し、「ライフステージに応じた切れ目」のない「子ども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

子ども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による相互理解・連携の促進を図り、子どもの特性理解に基づいた切れ目ない支援の課題について検討を行う。



令和5年度 権利擁護センター対応実績報告

1

1

目次

- 1 権利擁護センター概要
- 2 新規相談対応実績（全体）
- 3 年間継続実績（全体）
- 4 継続対応実績（地権）
- 5 継続対応実績（後見等）
- 6 まとめ

2

2

1 権利擁護センター概要

(1) 令和5年度 権利擁護センター人員体制

係長：1名
専門員：8名
生活支援員：37名

(2) 利用者数 (令和6年3月31日現在)

①地権・財保 合計契約者：94名 (前年度比13人増)
→内新規：31名、解約：18名

内訳：高齢者58名、知的障害9名、精神障害15名、その他12名

②法人後見：5名受任中

内訳：高齢3名、知的1名、精神1名

※地域福祉権利擁護事業は「地権」、財産保全管理サービスは「財保」と表記。

3

3

2 新規相談対応実績 (全体)

(1) 新規相談合計人数 (単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
合計	122	191	226	203
月平均相談人数	10	16	19	17

- ・過去4年間で新規相談人数は倍近くに増加。
- ・月平均で、約17名に対応。

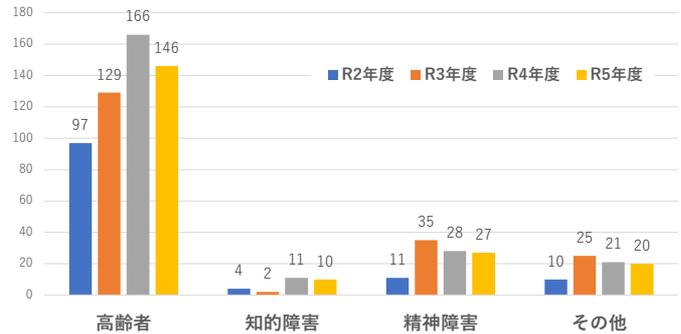
4

4

2 新規相談対応実績（全体）

（2）本人障害種別（新規、単位：人）

種別	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
高齢者	97	129	166	146
知的障害	4	2	11	10
精神障害	11	35	28	27
その他	10	25	21	20
合計	122	191	226	203



高齢者の新規相談は特筆してR4年が多いが、4年間で比較すると増加傾向。知的障害、精神障害、その他(身体障害・難病等)は前年度からほぼ横ばい。

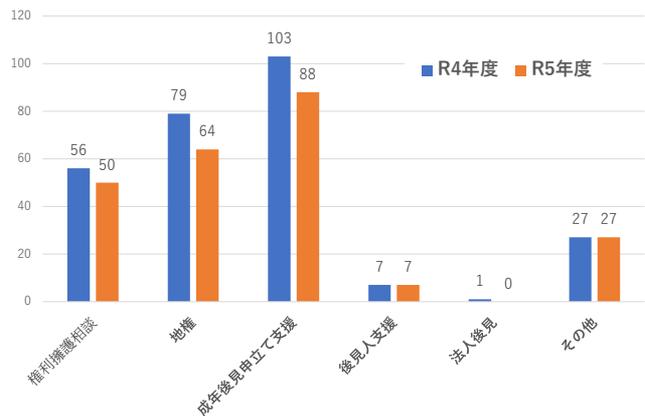
5

5

2 新規相談対応実績（全体）

（3）制度別相談件数（重複あり、単位：延べ件数）

種別	R4年度	R5年度
権利擁護相談	56	50
地権	79	64
成年後見申立て支援	103	88
後見人支援	7	7
法人後見	1	0
その他	27	27
合計	273	236



令和4年度、令和5年度ともに成年後見申し立て支援、地権、権利擁護相談の順が多い。

6

6

2 新規相談対応実績（全体）

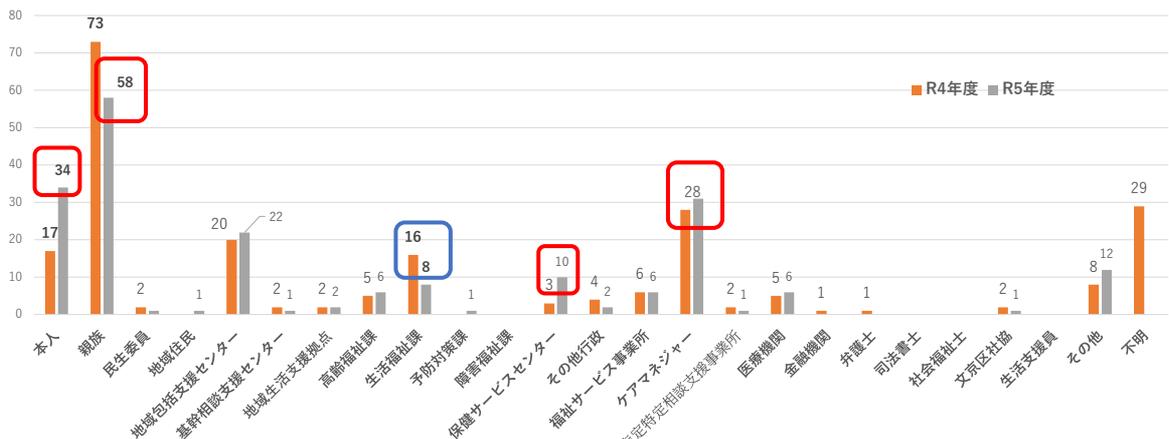
（４）新規相談者（単位：人）

種別	R4年度	R5年度	種別	R4年度	R5年度
本人	17	34	福祉サービス事業所	3	6
親族	73	58	ケアマネジャー	28	31
民生委員	2	1	指定特定相談支援事業所	2	1
地域住民	0	1	医療機関	5	6
地域包括支援センター	20	22	金融機関	1	0
基幹相談支援センター	2	1	弁護士	1	0
地域生活支援拠点	2	2	司法書士	0	0
高齢福祉課	5	6	社会福祉士	0	0
生活福祉課	16	8	文京区社協	2	1
予防対策課	0	1	生活支援員	0	0
障害福祉課	0	0	その他	8	12
保健サービスセンター	3	10	不明	29	0
その他行政	4	2	合計	226	203

7

2 新規相談対応実績（全体）

（４）新規相談者（単位：人）

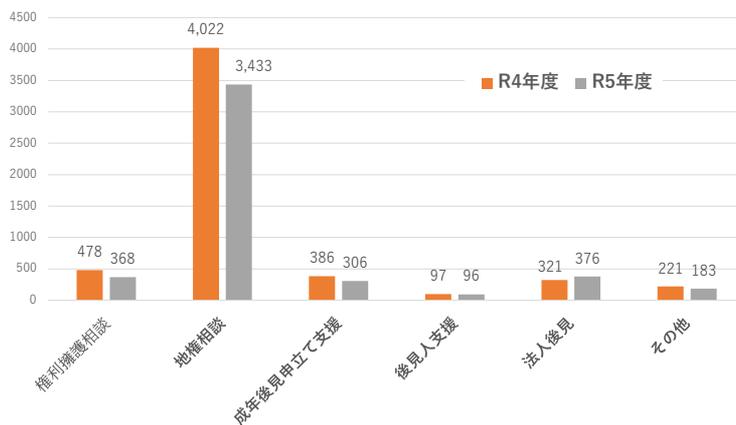


親族からの相談が最も多く、本人、ケアマネジャー、包括と続いている。本人、保健サービスセンターは前年と比べ増加幅が大きい。また、生活福祉課が減少している要因として、金銭管理プログラムの導入が考えられる。

8

3 年間継続実績（全体）（初回除く、単位：件）

制度別	R4年度	R5年度
権利擁護相談	478	368
地権相談	4,022	3,433
成年後見申立て支援	386	306
後見人支援	97	96
法人後見	321	376
その他	221	183
合計	5,525	4,762



継続対応については地権に関するものが最も多い。

9

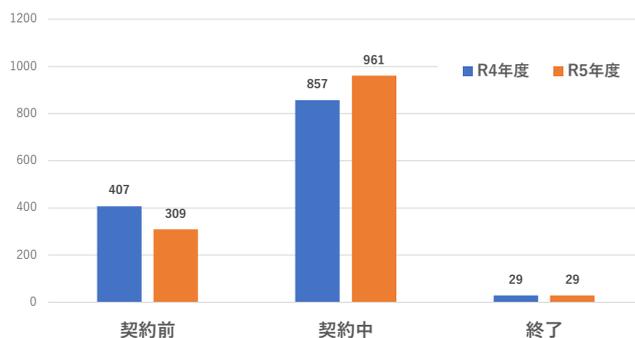
9

4 継続対応実績（地権）

（1）地権継続対応人数（単位：人）

※月あたりに対応した人数の1年分の合計値

契約状況	R4年度	R5年度
契約前	407	309
契約中	857	961
終了	29	29
合計	1,293	1,299



契約前の方は月平均26名、契約中の方は月平均80名に対応している。
 専門員1人あたりでは、契約前が月3名、契約中は月10名に対応している。

10

10

4 継続対応実績（地権）

（2）地権本人障害種別（単位：件）

種別	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
高齢者	1,364	1,899	2,816	2,331
知的障害者	103	134	188	260
精神障害者	506	875	1,053	727
その他	150	186	233	335
合計	2,123	3,094	4,290	3,653



知的障害、その他にあたる方への継続対応が増加している。
 ※身体障害、難病等の方が「その他」にあたる。

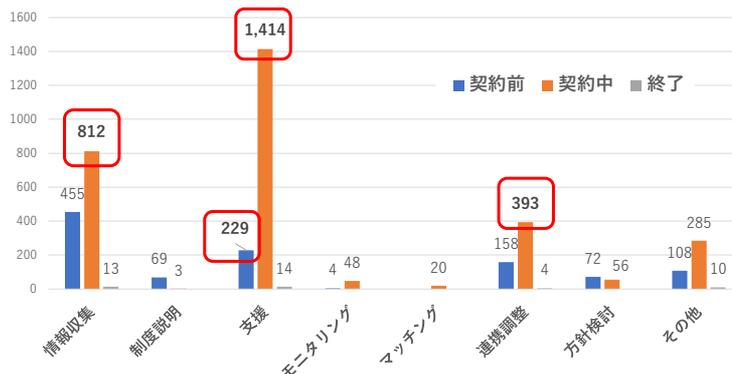
11

11

4 継続対応実績（地権）

（3）地権対応内容（単位：件）

種別	契約前	契約中	終了
情報収集	455	812	13
制度説明	69	3	0
支援	229	1,414	14
モニタリング	4	48	0
マッチング	0	20	0
連携調整	158	393	4
方針検討	72	56	0
その他	108	285	10
合計	1,095	3,031	41



- ・ 契約中の方は「支援」が最も多いが、契約前の方も一定数、契約前支援を実施している。
- ・ 契約中の方への「情報収集」と「連携調整」を合わせると1,205件で直接的な支援と並ぶ数の情報収集や調整を行っている。

12

12

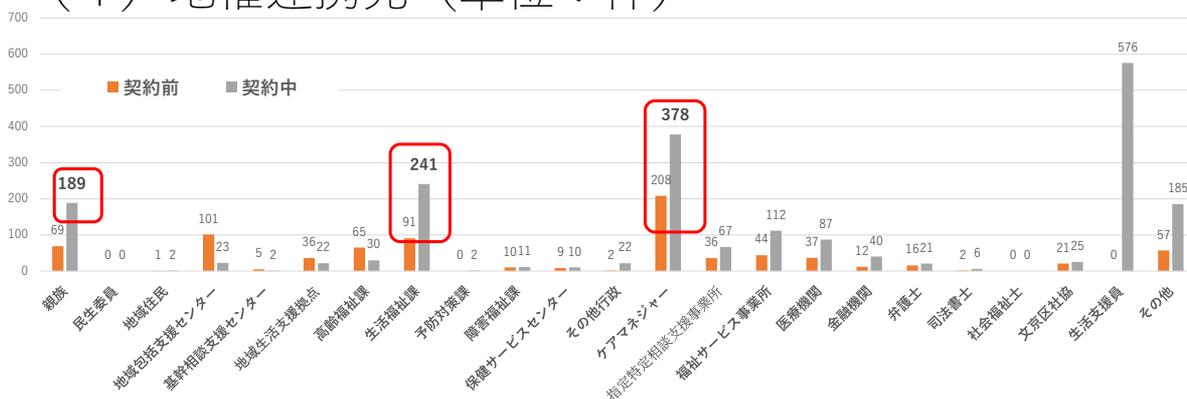
4 継続対応実績（地権） （4）地権連携先（単位：件）

種別	契約前	契約中	終了	種別	契約前	契約中	終了
親族	69	189	8	ケアマネジャー	208	378	1
民生委員	0	0	0	指定特定相談支援事業所	36	67	2
地域住民	1	2	0	福祉サービス事業所	44	112	1
地域包括支援センター	101	23	0	医療機関	37	87	3
基幹相談支援センター	5	2	0	金融機関	12	40	1
地域生活支援拠点	36	22	1	弁護士	16	21	1
高齢福祉課	65	30	1	司法書士	2	6	2
生活福祉課	91	241	8	社会福祉士	0	0	0
予防対策課	0	2	0	文京区社協	21	25	1
障害福祉課	10	11	1	生活支援員	0	576	4
保健サービスセンター	9	10	0	その他	57	185	4
その他行政	2	22	1	合計	1,277	3,619	53

13

13

4 継続対応実績（地権） （4）地権連携先（単位：件）



- ・ ケアマネジャー、生活福祉課との連携が多く、契約前だけでなく契約後も密に連携が取られている。
- ・ 夫婦、親子がそれぞれ契約しているケースが増加。親族との密な連携が多く見られる。

【参考】地権等契約者数94名の内、同じ世帯の中で複数人が契約しているケースは16名（世帯換算で8世帯）→前年比6名（3世帯）増加。

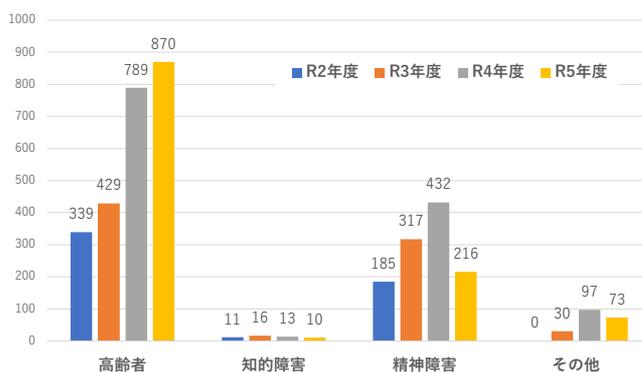
14

14

5 継続対応実績（後見等）

（1）後見等本人障害種別（単位：件）

種別	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
高齢者	339	429	789	870
知的障害	11	16	13	10
精神障害	185	317	432	216
その他	0	30	97	73
合計	535	792	1,331	1,169



高齢者に対する後見等継続対応が年々増加し、精神障害が減少している。

※後見等対応：権利擁護全般、申し立て支援、後見人支援、法人後見等

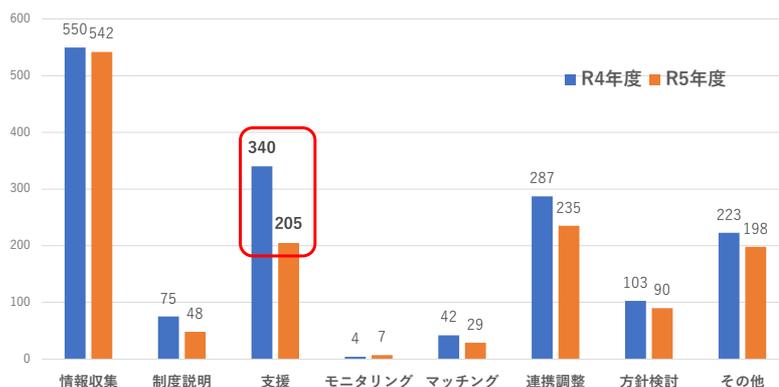
15

15

5 継続対応実績（後見等）

（2）後見等対応内容（単位：件）

対応内容	R4年度	R5年度
情報収集	550	542
制度説明	75	48
支援	340	205
モニタリング	4	7
マッチング	42	29
連携調整	287	235
方針検討	103	90
その他	223	198
合計	1,624	1,354



「支援」が減少した要因として、頻回に支援が必要な精神障害者への対応が減少したことが考えられる。

16

16

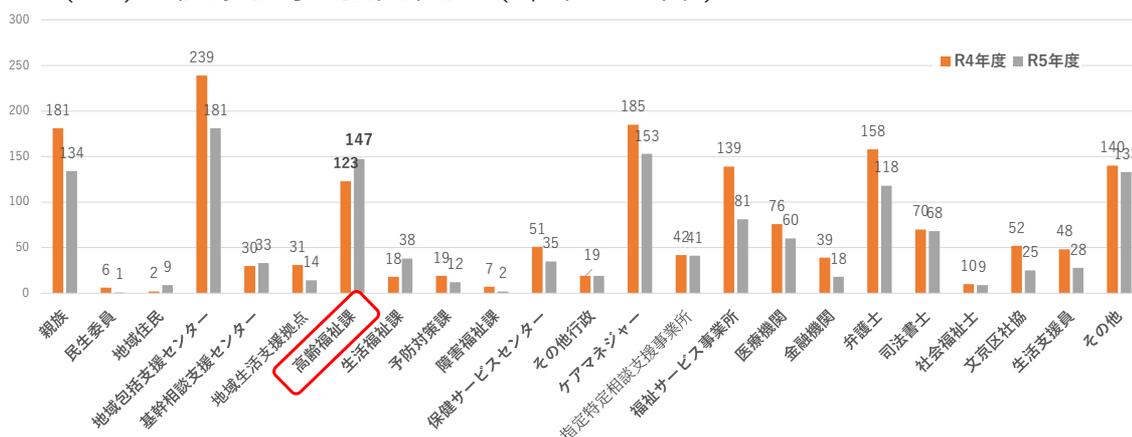
5 継続対応実績（後見等） （3）後見等連携先（単位：件）

種別	R4年度	R5年度	種別	R4年度	R5年度
親族	181	134	ケアマネジャー	185	153
民生委員	6	1	指定特定相談支援事業所	42	41
地域住民	2	9	福祉サービス事業所	139	81
地域包括支援センター	239	181	医療機関	76	60
基幹相談支援センター	30	33	金融機関	39	18
地域生活支援拠点	31	14	弁護士	158	118
高齢福祉課	123	147	司法書士	70	68
生活福祉課	18	38	社会福祉士	10	9
予防対策課	19	12	文京区社協	52	25
障害福祉課	7	2	生活支援員	48	28
保健サービスセンター	51	35	その他	140	133
その他行政	19	19	合計	1,685	1,714

17

17

5 継続対応実績（後見等） （3）後見等連携先（単位：件）



地権と比較すると、より多職種、多機関との連携が見られる。
前年度比で対応数は減少している中で、高齢福祉課との連携が増加。区長申し立て対応や緊急事務管理が増加していることが理由と考えられる。【参考】緊急事務管理 令和4年度3件→令和5年度9件

18

18

6 まとめ

- 地権の契約者数が年々増加している。
- 地権のみならず後見申し立てや権利擁護に関する相談が多数を占めている。
- 地権契約前にも支援せざるを得ないケースが存在している。
- 契約後も、直接的な支援だけでなく連携調整や情報収集等を頻回に行っている。
- 親子や夫婦、兄弟といった家族の構成員による地権契約が増加しており、親族との連携も多く見られる。
- 後見等の場合、地権以上により多くの関係機関との連携が求められている。

令和5年度文京区成年後見中核機関の実施状況報告

1 権利擁護支援連携協議会

(1) 開催状況

2回開催

第1回 令和5年7月24日(月)

第2回 令和6年3月21日(木)

※議題は主に「市民後見人を含む権利擁護の担い手について」について。

詳細は別紙 資料第6号および資料第7号参照。

2 権利擁護支援連携協議会検討部会

(1) 開催状況

令和5年度は未実施。

3 権利擁護支援連携協議会実務者会議

(1) 開催状況

8回開催

第1回 令和5年4月18日(火)

第2回 令和5年5月16日(火)

第3回 令和5年6月20日(火)

第4回 令和5年9月19日(火)

第5回 令和5年10月17日(火)

第6回 令和5年12月19日(火)

第7回 令和6年1月16日(火)

第8回 令和6年3月19日(火)

4 他地区社協視察(市民後見人養成実施機関の視察)

町田市社協視察 令和5年10月6日(金)

横浜市社協視察 令和5年10月20日(金)

5 広報活動

(1) 成年後見制度学習会

「あんしん・なっとく成年後見制度」 令和5年5月26日(金)

「遺言と任意後見で老いじたく」 令和5年6月22日(木)

「障害のある方のための成年後見制度」 令和5年7月12日(水)

「あんしん・なっとく成年後見制度 初級」令和5年9月13日（水）

「任意後見契約等の活用」 令和5年10月12日（木）

「親族のための成年後見制度」 令和5年12月6日（水）

令和6年2月7日（水）

「～親あるうちにそなえて～ 障害のある方のための成年後見制度」

令和6年1月29日（月）

「あんしん・なっとく成年後見制度 中級」令和6年2月14日（水）

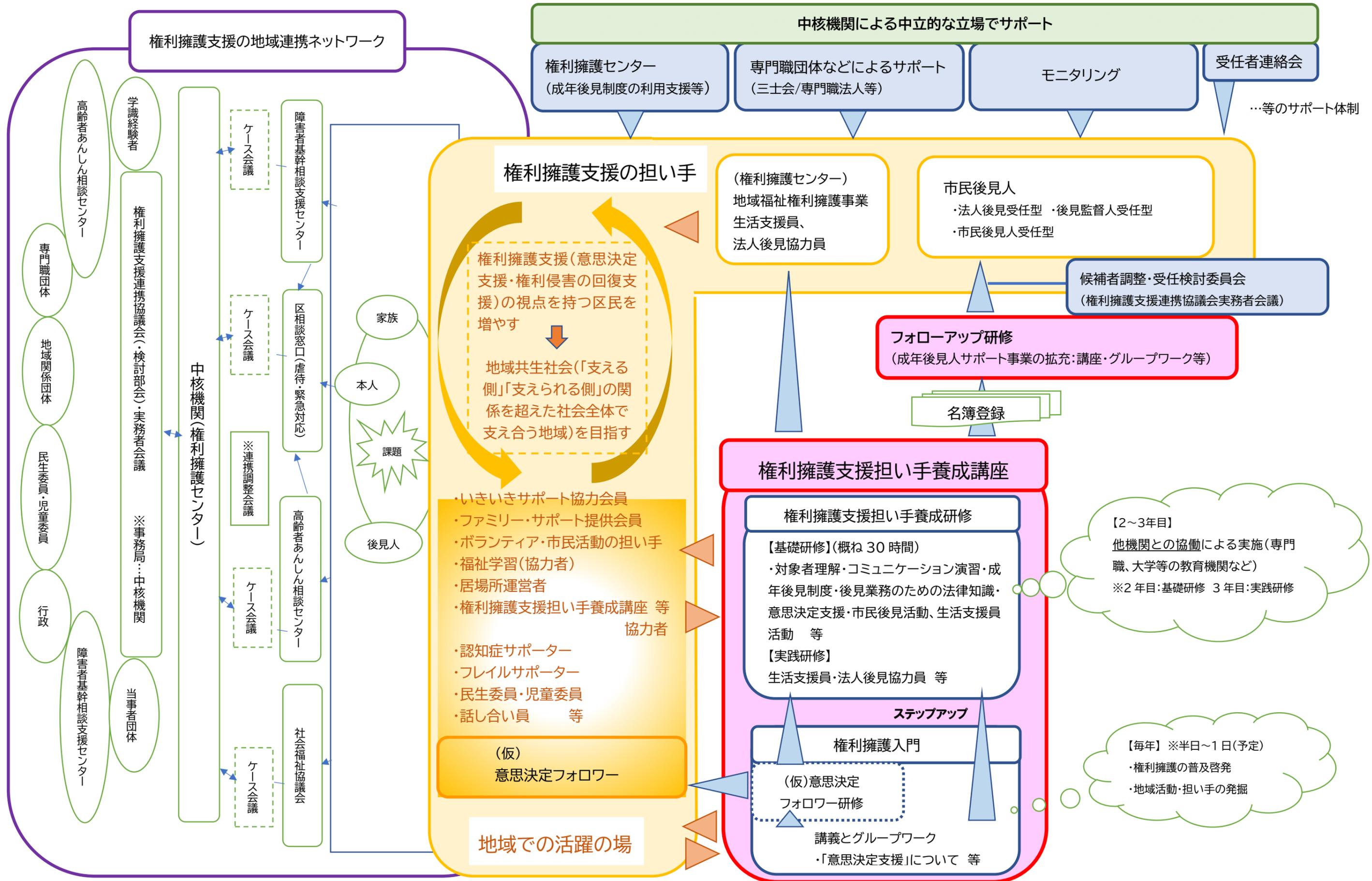
（2）支援者向け勉強会

- ・弁護士連絡会 令和5年5月29日（月）、12月12日（火）、令和6年2月28日（水）
- ・当事者が語る親の介護～障害と介護の支援者の勉強会～ 令和5年9月13日（水）
- ・ケアマネ勉強会「後見制度と権利擁護センターの役割」令和5年11月24日（金）
- ・文京区権利擁護支援関係機関研修「意思決定支援について」令和6年3月14日（木）

（3）その他広報

実務者会議について、11月号文社協だよりで広報

消費生活展にて、成年後見制度の周知広報活動（展示）令和6年2月25日（木）、16日（金）



権利擁護入門講座の実施（案）について

1 背景

国の第二期成年後見制度利用促進計画（令和 4～8 年度）では、「地域共生社会の実現」に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めるとしており、優先して取り組む事項として、担い手の確保・育成等の推進を掲げている。

その上で、令和 4 年度第 2 回文京区権利擁護支援連携協議会において、本区の現状と課題に照らし合わせ検討した結果、権利擁護支援への理解の促進や成年後見制度の利用促進・周知に取り組むとともに、本人に寄り添いきめ細やかな成年後見等業務を行うことができる市民後見人を育成する必要性を確認した。

については、権利擁護に関する区民の一層の理解促進を図るため、入門講座を実施する。

2 入門講座の内容

(1) 目的

広く住民がもつ権利擁護の視点として「意思決定支援」の基本的な考え方について学び、「権利擁護」の考え方を理解し、権利擁護の視点をもった区民が増え、権利擁護の周知広報の担い手となるとともに、地域共生社会の実現につなげることを目的とする。

また、市民後見人へとつながる講座の位置づけを持つ。

(2) 対象者及び定員

区民および支援者 30 名程度を予定（区民優先）

(3) 開催時期

令和 6 年度下旬

(4) プログラム等

ア 講師：SDM-Japan（一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク）

イ プログラム：別紙のとおり

3 その他

区報ぶんきょう、文社協ホームページ等で周知

文京区権利擁護入門講座（案）

目的：第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、文京区での検討課題である「成年後見制度の担い手育成や理解促進」に取り組む

対象：区民および支援者（区民優先）／人数想定30人（1グループ5人～6人程度）

開催回数および時間：令和6年度は1回（令和6年度下旬実施）／1日（4時間半程度）研修

タイトル	内容	達成したいこと	講師	所要時間
権利擁護と意思決定支援	権利擁護とは？その中での意思決定支援の重要性とは？（講義）	「権利擁護」という考え方の理解。広く住民がもつ権利擁護の視点として「意思決定支援」が重要視され、求められている状況について。	SDM-Japan	30分
意思決定支援について	意思決定支援の基本的な考え方（講義と簡単なワーク）	意思決定支援の基本的な考え方について学ぶ。	SDM-Japan	90分
意思決定支援の現状や課題について	認知症や障害により、意思決定支援の機会が少なくなっている状況	「意思決定支援」の機会が少なくなってしまう状況の実際を知った上で、「自分でもできるかも」と思える動機づけを目的とする。	SDM-Japan ※次年度以降は文京区の当事者・当事者に係わる支援者を想定	
意思決定支援の実践（グループワーク／5～6名のグループを想定）	当事者に参加していただき、意思決定支援（ご本人の好きなことなどをお聞きする）の実践をグループワークにて行う	当事者の方とのGWを通じて、意志表出の機会や経過を共有・体験する。認知症や障害の実際を理解し、より身近な存在に感じる。	①SDM-Japan ②文京区の当事者（研修パートナーとして／知的障害・精神障害・認知症の方）※各グループ1名	90分
振り返り	講座の振り返り	まとめ	SDM-Japan	30分
文京区での今後の展開について	①文京区権利擁護支援担い手養成の構想について②今後の展開イメージ③市民後見人についての説明	文京区での権利擁護支援担い手の今後の展開を伝え、受講者それぞれの活躍のイメージを持ってもらう。市民後見人養成講座受講への動機づけを目的とする。	文京区・文京区社会福祉協議会	15分～30分

合計：4時間15分～30分

権利擁護専門部会における取組みについて
～よりよく成年後見制度を利用していただくために～

1 経緯

権利擁護専門部会では、「権利擁護の制度、意思決定支援」をテーマに課題等を検討してきた。その中で、「成年後見制度等についての検討をしたり、利用するタイミングがわからない」、支援者も「説明が難しい」との意見が多数あった。

このため、まずは相談支援事業者（支援者）を対象に、成年後見制度を利用するタイミングや、成年後見制度を利用する前に利用できる制度・サービスがわかるような媒体を検討作成することとした。

しかし、部会員には、様々な立場や職種の委員がいるため、障害者のイメージが共通認識されていない可能性があった。そのため、事例を用い、共通認識を持ち、課題の確認を行うこととした。

2 目的

成年後見制度を利用するタイミングや、その前に利用できる制度や経験を可視化し、安心して生活ができるようにする。

3 まとめ方（成果物）

未定。

独自のパンフレットを作成や、既存のパンフレット等に記載、挟み込む等を想定。

4 これまでの取組み、今後の取組み（案）

（1）事例によるイメージの共有と課題の確認

令和5年度	第2回部会	一般就労中の知的障害者および就職活動中の精神障害者の事例
	第3回部会	知的障害者で施設入所を見合わせた事例
令和6年度	第1回部会	精神障害者で入院から地域へ、またグループホームへ入所した方の事例

（2）事例を参考にライフステージ、ライフイベントは何か、何が発生するのか、他の制度やサービスは利用できるか、経験をしていただいた方が良いこと等を検討

5 媒体（成果物）に記載する内容

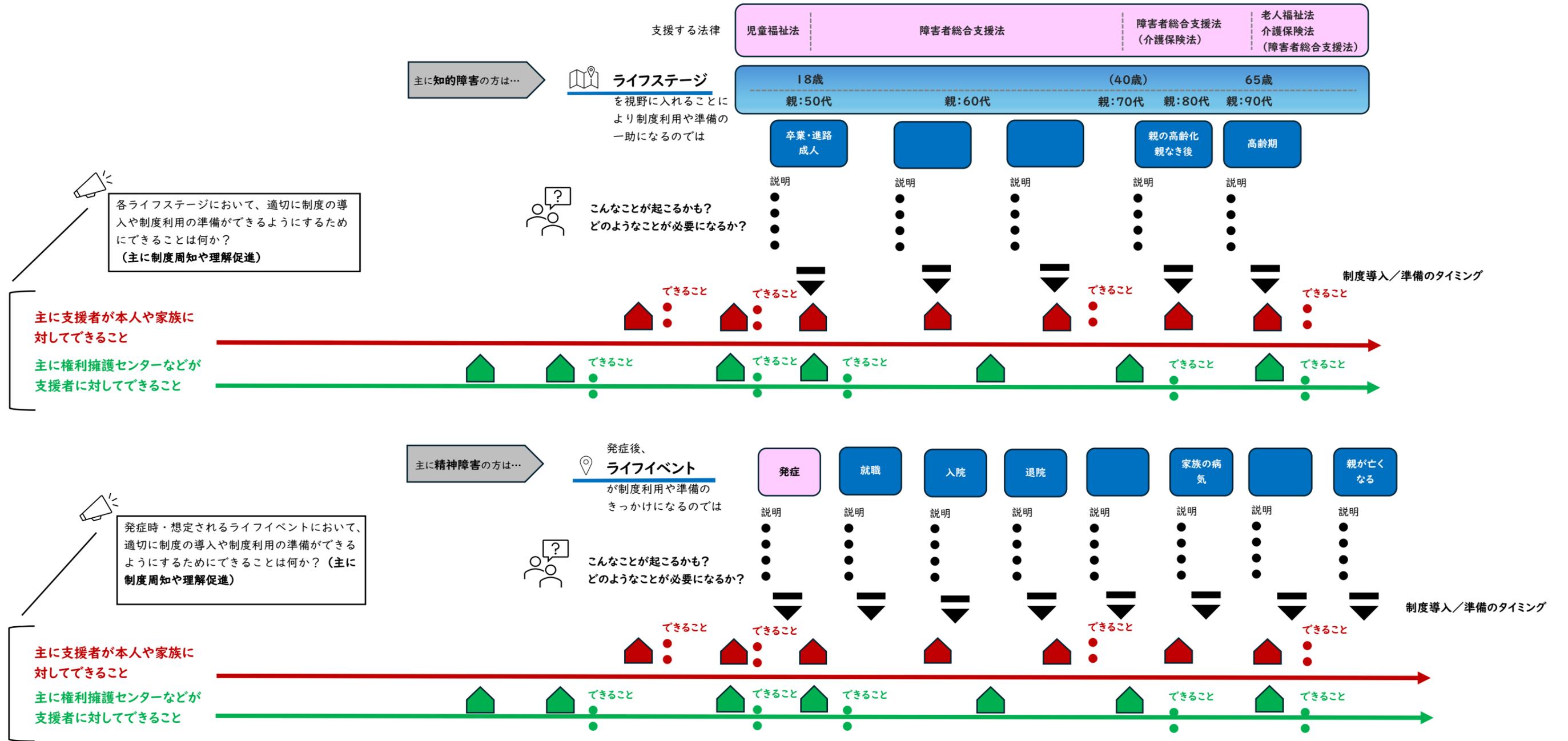
成年後見制度に関わる部分、特に財産管理、金銭管理、意思決定支援とし、他の課題（切れ目のない支援等）については、運営会議や親会、他の部会へ課題や提案を伝えることとする。

課題
 ①成年後見制度利用について検討したり利用するタイミングが分からない ②支援者も説明が難しい (③後見人への期待値が高くてミスマッチ)

まずは相談事業者(支援者)を対象に、成年後見制度を利用するタイミングやその前に利用できる制度や経験を可視化するための成果物について検討

権利擁護専門部会での議論を経て明確になったこと

- ・「知的障害の方」は比較的「ライフステージ」から、制度の必要性や準備・検討のタイミングを可視化できるのではないか
- ・「精神障害の方」は、「ライフイベント」が制度の利用や準備・検討をするタイミングになるのではないか



上記の方向で進めるにあたって検討が必要なこと

①知的障害の方のライフステージと精神障害の方のライフイベント(主だったもの)は何なのか?

②ライフステージおよびライフイベントにおいてどのようなことが発生するのか?

※個別性があると思われるが、可能性が高いものを挙げる

③主に知的障害の方のライフステージおよび主に精神障害の方の各ライフイベントで適切に制度利用できるようにどのような準備ができるのか?(主に制度周知や理解促進)

→支援者が本人や家族に対して/権利擁護センターなどが支援者に対して

- 例えば)
- ・ライフステージおよびライフイベント時に必要なことに対して成年後見制度は何かできるのかを可視化する
 - ・ライフステージごとに、経験しておいた方がいいことや利用しておくといサービスなどについて可視化する
 - ・実際の事例を集約する(例えば、精神障害の方で、どのような状況になったら制度利用したのか?という事例/後見人と福祉関係者などが連携して支援したケースの事例など)
 - ・支援者向けのより効果的な研修会などは、どのような頻度・内容だといのか?

事業名	2-1-5 相談支援事業◆				
事業概要	<p>区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していく。</p> <p>なお、本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	障害者相談支援事業実施か所数	4か所	4か所	4か所	4か所
対象ライフステージ	機能強化事業の実施の有無	実施	実施	実施	実施
	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	2-1-6 地域自立支援協議会の運営				
事業概要	<p>障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進していく。</p> <p>また、この協議会の下に設置される、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、地域生活支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねていく。</p>				
3年間の事業量	地域自立支援協議会	12回(年4回)			
	相談支援専門部会	9回(年3回)			
対象ライフステージ	権利擁護専門部会	12回(年4回)			
	就労支援専門部会	9回(年3回)			
	障害当事者部会	15回(年5回)			
	地域生活支援専門部会	12回(年4回)			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営			
事業概要	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員			
事業概要	区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実			
事業概要	障害者福祉制度の改正等の国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供していく。 また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報を探しやすいホームページ作りを行っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-10 地域安心生活支援事業(保2-3-2)			
事業概要	障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日・夜間を含めた緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-11 意思決定支援の在り方の検討			
事業概要	自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、地域自立支援協議会権利擁護専門部会等において、支援体制等について検討を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-12 小地域福祉活動の推進(地1-1-1)			
事業概要	<p>地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。</p> <p>また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>			
3年間の 事業量	10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い体制づくり推進事業における生活支援コーディネーター、地域づくり推進事業における相談支援包括化推進員を兼務しながら、だれもが参加できる地域の多機能的な居場所の立上げや運営についての支援、その他の関連事業や関係機関等との連携を図ることで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-13 民生委員・児童委員による相談援助活動【5-6-5再掲】
-----	------------------------------------

事業名	2-1-14 地域生活支援拠点の整備【1-1-20再掲】
-----	------------------------------

2-2 権利擁護・成年後見等の充実

障害者の人権や意思が尊重され、地域の中で安心して生き生きと自分らしい生活を送ることができるようにするため、成年後見制度の利用促進や障害福祉サービスに関する相談等の充実を図るとともに、障害者虐待の防止に向けた取組を推進していきます。また、障害者の差別解消のための取組に関する協議会の運営を行っていきます。

事業名	2-2-1 福祉サービス利用援助事業の促進(地2-3-1)				
事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。 【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	福祉サービス利用援助事業契約件数	51件	59件	64件	69件
	財産保全管理サービス契約件数	15件	17件	18件	19件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	2-2-2 法人後見の受任(地2-3-5)				
事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。 【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	法人後見受任数	7人	9人	10人	10人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	2-2-3 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築(地2-3-6)			
事業概要	<p>成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。</p>			
3年間の事業量	<p>協議会において各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を推進するとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の支援を確保する。 また、地域の事業所等に向けた周知活動等を行うことにより、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築に向けた取組を進める。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	2-2-4 成年後見制度利用支援事業(地2-3-4)				
事業概要	<p>成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。 【社会福祉協議会実施事業】 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	成年後見等申立費用助成	2件	2件	3件	4件
	成年後見等報酬助成	15件	17件	18件	19件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	2-2-5 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実			
事業概要	<p>福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。</p> <p>また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-2-6 障害者・児童虐待防止対策支援事業			
事業概要	<p>区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図る。</p> <p>障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行う。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じて子ども家庭支援センターや高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、園や学校、福祉施設など、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていく。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-2-7 障害者差別解消支援地域協議会の運営			
事業概要	<p>地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有等、差別を解消するための取組について協議を行う。</p>			
3年間の 事業量	<p>障害を理由とする差別の解消に向けて、必要な情報交換や取組に関する協議を行うために障害者差別解消支援地域協議会を6回開催する。(年2回)</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	相談支援事業 ☆					事業番号	2-1-5				
事業内容(P)	<p>区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していく。</p> <p>なお、本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p>										
数値目標名 (P)(D)	単位	令和 2年度 実績	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
障害者相談支援 事業実施か所数	箇所	4	4	4	100%	4	4	100%	4	4	100%
機能強化事業 の実施の有無	—	実施	実施	実施	-	実施	実施	-	実施	実施	-
	成果・評価(D)(C)					次年度における取組等(A)					
令和3年度	<p>障害者・児が計画相談支援及び障害児相談支援を利用できる体制づくりの一環として、地域生活支援拠点への相談支援専門員の配置を開始するとともに、区の委託による障害児相談支援事業所を開設した。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターを中心として、区内事業所の相談支援の質の向上に向けた取り組みを行った。</p>					<p>区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点や指定特定相談支援事業所等との連携を図るとともに、相談支援を必要とする障害者・児やその家族への適切な情報提供や障害福祉サービス等の利用支援を行う。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行い、地域の相談支援体制の強化を推進する。</p>					
令和4年度	<p>障害者・児が計画相談支援及び障害児相談支援を利用できる体制づくりの一環として、4圏域全ての地域生活支援拠点の整備を完了し、新たに本富士地域生活支援拠点への相談支援専門員の配置を行った。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターを中心として、区内事業所の相談支援の質の向上に向けた取り組みを行った。</p>					<p>区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点や指定特定相談支援事業所等との連携を図るとともに、相談支援を必要とする障害者・児やその家族への適切な情報提供や障害福祉サービス等の利用支援を行う。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行い、地域の相談支援体制の強化を推進する。</p>					
令和5年度	<p>区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行った。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターを中心として、区内事業所の相談支援の質の向上に向けた取り組みを行った。</p>					<p>区の窓口や一般相談支援事業所において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点や指定特定相談支援事業所等との連携を図るとともに、相談支援を必要とする障害者・児やその家族への適切な情報提供や障害福祉サービス等の利用支援を行う。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への研修・助言等により人材育成を図り、相談支援の質を向上させる取組を行い、地域の相談支援体制の強化を推進する。</p>					

様式3【数値目標あり（毎年度）】

事業名	福祉サービス利用援助事業の促進						事業番号	2-3-1			
事業内容(P)	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】										
数値目標名(P)(D)	単位	令和2年度実績	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
福祉サービス利用援助事業契約件数	件	51	59	60	102%	64	67	105%	69	78	113%
財産保全管理サービス契約件数	件	14	17	12	71%	18	14	78%	19	16	84%
	成果・評価(D)(C)						次年度における取組等(A)				
令和3年度	<p>成年後見中核機関事業の実施や周知啓発による効果により、福祉サービス利用援助事業の契約件数が約20%の増加となった。</p> <p>一方、財産保全管理サービスの契約件数は、死亡、後見制度への移行により、前年度から2件減となった。</p>						<p>引き続き、中核機関事業や地域連携ネットワークを活用し、区民や関係機関、専門職への周知啓発を行い、サービスを必要とする方が適切に利用できるよう支援し、権利擁護の推進を図っていく。</p>				
令和4年度	<p>成年後見中核機関事業や周知啓発による効果により、福祉サービス利用援助事業の契約件数が7件(新規21件、解約14件)約12%の増加となった。</p> <p>また、財産保全管理サービスの契約件数においても2件(新規4件、解約2件)約17%増となった。</p>						<p>引き続き、中核機関事業や地域連携ネットワークにおいて、専門職だけでなく、住民や地域団体の方々にも権利擁護の視点を浸透させ、権利擁護が推進されるような取組を検討していく。</p>				
令和5年度	<p>成年後見中核機関事業や周知啓発による効果により、福祉サービス利用援助事業の契約件数が11件(新規29件、解約18件)約17%の増加となった。</p> <p>また、財産保全管理サービスの契約件数においても2件(新規2件、解約0件)約15%増となった。</p>						<p>引き続き、中核機関事業や地域連携ネットワークにおいて、専門職だけでなく、住民を対象とした権利擁護の視点を学ぶ講座等を通じ、権利擁護が推進されるような取組を検討していく。</p>				

様式3【数値目標あり（毎年度）】

事業名	法人後見の受任					事業番号	2-3-5				
事業内容(P)	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】										
数値目標名(P)(D)	単位	令和2年度実績	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
法人後見受任数	人	7	9	5	56%	10	7	70%	10	5	50%
		成果・評価(D)(C)					次年度における取組等(A)				
令和3年度	<p>新型コロナウイルス感染症拡大下では面会制限もあったが、短時間の面会の機会を活用したり、施設や病院等の職員に状況確認を行うなど、被後見人の財産管理だけでなく、身上保護も工夫しながら後見活動を行った。</p> <p>また、後見活動については、権利擁護支援連携協議会実務者会議に報告し、被後見人への意思決定支援のプロセスや、相続未手続財産に関する法的視点からの意見を受け、活動に活かすことで、被後見人の福祉向上に取り組んだ。</p>					<p>引き続き、適切な後見活動に努めるとともに、国の方針等を踏まえた社会福祉協議会の法人後見のあり方について、次期地域福祉保健計画の策定に向けて検討を行っていく。</p>					
令和4年度	<p>コロナ禍の影響により、引き続き面会制限もあったが、被後見人の財産管理だけでなく、身上保護についても充分配慮した後見活動を行った。</p> <p>今年度、新規受任においては、家庭裁判所との連携により、将来的に市民後見人の受任を視野にいたったケースを法人後見として2件受任した。今後の市民後見人および法人後見のあり方を検討する際の視点をもって後見活動を行っている。</p>					<p>引き続き、適切な後見活動に努めるとともに、市民後見人や法人後見の役割、あり方について、権利擁護支援連携協議会等の意見も踏まえ検討を行っていく。</p>					
令和5年度	<p>被後見人の財産管理だけでなく、身上保護についても充分配慮した後見活動を行った。</p> <p>今年度新たな受任はなかったが、5件の受任ケースについて権利擁護支援連携協議会実務者会議において、福祉・法律・医療等の各専門職からアドバイスを受け、適切な後見活動を行った。</p>					<p>今後の市民後見人の養成および活躍の場の検討の際に、専門職や市民後見人、社会福祉協議会の法人後見の役割分担を考え、社会情勢が変動する中での法人後見のあり方を定め、区民への権利擁護支援の推進に寄与していく。</p>					

様式1【数値目標なし】

事業名	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築		事業番号	2-3-6
事業内容・計画目標(P)	<p>成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。</p>			
	成果・評価(D)(C)	次年度における取組等(A)		
令和3年度	<p>令和3年度より、成年後見制度利用促進を図る中核機関を、社会福祉協議会に委託して設置した。</p> <p>中核機関では、法律・福祉の専門職による助言等の支援を行う実務者会議や、専門職団体や関係機関の協力・連携強化を図る権利擁護支援連携協議会の開催、関係機関向け研修会の開催やガイドブックの作成・配布による周知を行った。</p> <p>このような中核機関の運営を通して、権利擁護支援に係る現状や課題の共有、成年後見制度等の利用促進を図った。</p>	<p>地域で権利擁護を必要としている方々や、その方々の支援者をサポートできるよう、中核機関の運営を通して、権利擁護支援の方針や成年後見制度の利用促進を検討していくとともに、地域連携ネットワークの強化を図っていく。</p>		
令和4年度	<p>社会福祉協議会に委託した中核機関において、法律・福祉の専門職による専門的助言等の支援を行う実務者会議や、関係機関等の協力・連携強化を図る権利擁護支援連携協議会を開催した。</p> <p>実務者会議は、地域からの相談事案が増え、昨年度は7回だったが、今年度は8回の開催となった。</p>	<p>権利擁護支援連携協議会において、意思決定支援を含めた身上保護を重視する、権利擁護の担い手の育成の必要性を確認したことを踏まえ、今後は地域における担い手育成のあり方を検討していく。</p>		
令和5年度	<p>引き続き、社会福祉協議会に委託した中核機関において、法律・福祉の専門職による専門的助言等の支援を行う実務者会議や、関係機関等の協力・連携強化を図る権利擁護支援連携協議会を開催した。今年度より、新たに権利擁護支援連携協議会の委員に金融機関を加えた。</p> <p>実務者会議については、相談事案が増え、今年度も8回開催し、区民が適切な権利擁護支援をうけられる環境づくりを進めた。</p>	<p>権利擁護支援の担い手の育成の必要性を確認したことを踏まえ、令和6年度から権利擁護支援の担い手となる入門的講座の実施、市民後見人の養成および活躍の場の整備について検討し、段階的に実施していく。</p> <p>また、高齢分野や障害分野等の関係機関が権利擁護支援における円滑な連携を図れるよう、連絡会等を実施する。</p>		

様式3【数値目標あり（毎年度）】

事業名	成年後見制度利用支援事業						事業番号	2-3-4			
事業内容(P)	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。【社会福祉協議会実施事業】 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。										
数値目標名(P)(D)	単位	令和2年度実績	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
成年後見等申立費用助成	件	0	2	1	50%	3	0	0%	4	0	0%
成年後見等報酬助成	件	9	17	18	106%	18	24	133%	19	17	89%
	成果・評価(D)(C)						次年度における取組等(A)				
令和3年度	申立て経費や後見人等の報酬費用を負担することが困難である方の費用を助成した。特に、報酬助成については問合せも増加し、前年度からの継続の方だけでなく、新規に9件の申請があった。						引き続き、成年後見制度や当事業の利用が促進されるよう、ホームページやパンフレット等への掲載・配布などを通して、周知を図っていくとともに、関係機関に対しても情報提供を行っていく。				
令和4年度	後見人等の報酬費用を負担することが困難である方に、費用を助成した。パンフレット等による広報の効果もあり、昨年度に引き続き、申請件数が増加した。 また、報酬助成の対象を後見監督人にも拡大する要綱改正を行い、申請に対応できるよう、環境を整えた。						引き続き、当事業を必要とする方が利用につながるよう、ホームページやパンフレット等への掲載・配布などを通して、周知を図っていくとともに、関係機関に対しても情報提供を行っていく。				
令和5年度	後見人等の報酬費用負担が困難な方への費用助成では、パンフレット等による広報を行い成年後見制度の利用促進に努めた。 申立て費用助成については、対象者を拡大(申立人が負担する場合に、非課税等であれば対象となるよう変更)し、申請につながるよう環境を整えた。						引き続き、当事業を必要とする方が利用につながるよう、ホームページやパンフレット等への掲載・配布などを通して、周知を図っていくとともに、関係機関に対しても情報提供を行っていく。				

様式1【数値目標なし】

事業名	障害者差別解消支援地域協議会の運営		事業番号	2-2-7
事業内容・計画目標(P)	<p>地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有等、差別を解消するための取組について協議を行う。</p> <p>障害を理由とする差別の解消に向けて、必要な情報交換や取組に関する協議を行うために障害者差別解消支援地域協議会を6回開催する。(年2回)</p>			
	成果・評価(D)(C)	次年度における取組等(A)		
令和3年度	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、協議会を3月に書面開催し、相談事例の共有を図るとともに、各委員からの意見の聴取を実施した。</p>	<p>法及び都条例の内容を踏まえつつ、障害を理由とする差別の解消に向けて、コロナ禍における合理的配慮の提供等の必要な情報交換や協議を行う。</p>		
令和4年度	<p>新型コロナウイルス感染症の流行が依然として続いていたが、令和5年3月、約3年ぶりに協議会を対面で開催した。当事者・地域関係者・障害福祉事業所等の各委員から、コロナ禍での自身の経験等の情報交換を行った。</p>	<p>改正法の施行日が令和6年4月1日に決定し、これまで努力義務となっていた民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となることに伴い、必要な取組について協議を行う。</p>		
令和5年度	<p>障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、令和6年4月に施行される「文京区手話言語条例」と「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」、また令和6年3月改訂の「心のバリアフリーハンドブック」について、委員より意見聴取を行った。</p>	<p>協議会での意見の中で、当事者委員を増やした方が良いという意見が多く挙がっているため、令和7年度の委員改選に向けて構成員について検討する。</p>		

令和5年度第2回障害者地域自立支援協議会全体会 報告

1 開催概要

日時：令和6年3月18日（月）14時から16時30分まで

会場：レクリエーションホール（文京シビックセンター地下1階）

2 周知方法

区電子申請フォームまたは電話、メールにて受付

- ・区報掲載（2/25号）
- ・区ホームページ掲載
- ・チラシ配布（専門部会員、区内事業所、話し合い員、相談員、障害者団体、差別解消支援地域協議会）

3 来場者数

親会委員 22名、障害当事者部会員 5名、子ども支援専門部会長、傍聴 41名

<傍聴内訳>

事業所職員 11名

障害当事者・家族 11名

障害者団体 1名

専門部会委員 12名

その他 6名

4 発表内容

- ・自立支援協議会全体会の趣旨説明
⇒高山会長より
- ・区の現状・制度説明
⇒障害福祉課より
- ・障害当事者部会委員より半生を語る
⇒障害当事者部会員 2名より
- ・専門部会より活動発表
⇒各専門部会長より
- ・トークセッション
⇒委員 1名、傍聴 3名より発言、高山会長、志村副会長よりコメント
- ・当事者部会委員より感想
⇒障害当事者部会員 2名より

以上

評価	感想
大変良かった	色々の勉強をしました。ありがとうございました。
大変良かった	サービス提供者（支援員）側の見解として、障害のある方に対する意思決定支援や環境の整備の大切さ、また今行っている支援及び事業所としての方針に自信を持つことが出来る良い機会でした。これからも障害のある方への支援の質向上を目指して行くのですが、その中でご家族による当人に対する理解及び協力も非常に重要ととらえております。距離が近い事や愛ゆえに当人の意思決定の妨げになってしまうケースや環境を乱すことに繋がるケースも散見されます。支援側とご家族が相対することは決して当人の為にならず、ご家族の当人への携わり方や支援の在り方に対する理解・協力を深め方についても議論が深まっていくことを期待いたします。
大変良かった	当事者の方々のお話などを聞く機会がほぼない中で、お2人それぞれのお話が、共感できる部分もあったり、今後の自分の行動等も今まで以上に声かけしたり等していくのが良いんだと思い返したりしました。自分も少なからず障害を持っている身として、自分の持てる「権利」は主張していかなければ、環境は良い方には変わらないと言うことや、障害のある人だけでなく、周りの健常者の方たちも、同じように考えて行く必要があるなど、考え方の幅が広がったように思います。 なかなか、こういった機会はないので、参加出来て本当に良かったです！
良かった	多くの参加者が集まり、また挙手による発言も出ていたことで発表者と傍聴ではない会場の一体感があった。まだ初回なので皆手探りな印象も見られたが、多くの人の関心とやっとな誰かが参画できる協議の場ができた気がする。是非来年もやってほしい。
大変良かった	たくさんの方が関心を寄せてくれており、開けたものにしていった方が良いと感じました。
大変良かった	他部門の取り組み課題、文京区全体の方向性等を知ることができて良かった。また、当事者の方の思いを聞いたことが良かったです（特に意思決定について）
良かった	当事者お二人からの半生をお話していただいたことはとても良かったです。心打たれました。ありがとうございました。とても有意義な時間でした。
大変良かった	勉強をしていきたいと思います
良かった	障害者のことがわかってよかった。
普通	時間の制約がある中で仕方がないと思うのですが、各部会からの報告が少し具体的に欠けたのではないかと思います。資料を詳しくして、後で参照できるようにしてはいかがかと思います。

良かった	障害のある人もない人も人として当たり前の生活を送る、遅れること、心のバリアフリー、本人のありのままを池入れて困っている事に対しての支援をして頂けるとありがたいです。又、頼んだ支援がちゃんと共有されているのかどうかダブルチェックがとても大切なのではないかと思います。本人が置き去りにならないようにまた、障害者の方によりそった「ものさし」で支援をして頂きたいです。まだまだ世の中は障害者に差別的な所があるということを私は肌で感じているので…。こういった気持ちを持たないでいられるような世の中になれば…と思います。
大変良かった	当事者の方の半生をおききできてとても良かったです。このような機会がもっとあればよいですね。
大変良かった	
大変良かった	障がい当事者としてこれからも意見をのべていきたいと感じた。
大変良かった	
大変良かった	視覚障害者に対して声掛けを發表してくれてよかった
大変良かった	当事者部会の委員の方々から、生の声、想いをうかがえて、大変良かったです。
大変良かった	今年度は初めて全体会を企画していただき、ありがとうございました。当事者部会の方も参加してくださり、直接お話をうかがうことができ、良かったです。特に「半生を語る」には感動しました。また来年度もこのような会を企画していたdかい、皆で障害のある方もない方も自分らしく暮らしやすくなるよう、考えていけたらよいと思いました。
大変良かった	大変勉強になりました。家族会にて共有させていただきます。差別についても、声をあげることの大切さをお話いただきましたが、制度や支援自体があることについてもお気づきではない家族、ご本人がいらっしゃいます。高齢の方であったり、声をあげることに不慣れであったり、手続きが苦手な方であったり、また経済的格差、教育的格差も影響しているように感じます。
大変良かった	各専門部会の活動や当事者の方々のお話が直接聞かせていただいて、勉強になりました。合理的配慮→合理的調整（対等でよいキーワードですネ） 高山先生のお話は、文京区、東京都、国、どのステージでも共通する課題への提言で、では実際に文京区で自立支援協議会がまとまって、一つでも同じデーまで課題を絞り、共有し、解決にイケたらと思います。《キーパーソン》がライフステージで考えていけるとよいと思います。
良かった	パワーポイント資料の方がわかりやすかったが、遠目で見えないものも多かったため、同じものを配付した方が良かった。これまでの親会を廃止して、この全体会を毎年年度末に行い、一年間の活動内容を区民含めてさまざまな方々と共有していく形にするのが望ましいと感じた。